

より多くの人を使いやすい「モノ・サービス・システム」へ...

アクセシブルデザインマガジン

第11号

2013(平成25)年8月

ACCESSIBLE DESIGN MAGAZINE

アクセシブルデザインを国際規格に ②

巻頭



ADシンポジウム2013 開催報告 ④

特集



平成25年度ADフォーラム報告 ⑩

公共交通機関の移動円滑化ガイドラインの改訂 ⑫

日本パッケージングコンテスト ⑬

「福祉用具工学コース」開催報告 ⑭

第40回 国際福祉機器展 H.C.R.2013開催案内 ⑮

AD情報



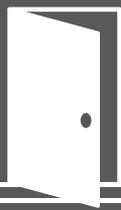
配慮あるモノ・サービス ⑯

トピックス



アクセシブルデザイン推進協議会

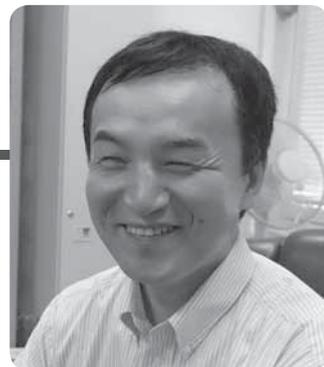
関係省庁をはじめとする各機関、学会、団体等の協力の下に設立され、アクセシブルデザインに関する活動の国内整備と推進を行っている。



アクセシブルデザインを 国際規格に

石川 准

障害者政策委員会委員長
静岡県立大学国際関係学部教授



これまで情報アクセシビリティは米国の障害者政策と障害者政治に牽引されてきた側面が強い。Microsoft社のWindowsOSやオフィスアプリケーションなどがアクセシビリティに一定程度配慮していることも、AppleのiPhoneやiPadにVoiceOverというタッチ操作に対応して画面を読み上げるスクリーンリーダーが組み込まれていることも、GoogleがAndroidをアクセシブルにするためにTalkBackというスクリーンリーダーの機能強化を行っていることも、障害を持つアメリカ人法、リハビリテーション法、障害者教育法、アクセス委員会、それに米国の障害者運動なしには考えられない。

しかし米国の国内法によって促されたアクセシビリティには、国境を越えるものと越えないものがある。例示したものははからずも国境を越えてアクセシビリティのグローバル化に寄与しているが、電子書籍のアクセシビリティとか、テレビ放送の字幕対応の充実とか、初等中等教育、高等教育におけるアクセシブルな教科書・教材の供給など

は、国内の事業者の協力とアクセシブルデザインを推進する有効な政策がなければ進まない。

情報アクセシビリティは国際的な共同作業によっても進められてきた。とりわけウェブアクセシビリティがそうである。ウェブアクセシビリティはW3Cの活動に負うところが大きい。W3Cにはウェブ・アクセシビリティ・イニシアティブ(WAI)というドメインがあり、ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ指針(WCAG)を策定してきた。日本でも、JIS X8341-3というウェブアクセシビリティの日本工業規格が改定され、2010年に公示された。JIS X8341-3:2010はWCAG2.0との整合性が確保されている。日本では、公共サイトのウェブアクセシビリティを促進する政策として総務省が取り組んできた「みんなの公共サイト運用モデル」が一定の成果をあげてきたが、JIS X8341-3はこの運用モデルが準拠する規格である。

すべての人が等しくウェブを活用するためにはアクセシビリティを確保する必要がある

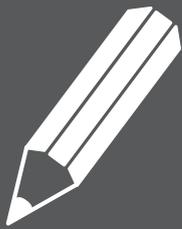
る。これらを実現するためには、ウェブ標準に準拠したウェブサイトを制作しなければならないという考え方がしだいにウェブデザイナーの間に浸透してきた。それはW3Cが勧告しているウェブ関連の規格や指針に準拠することと同義であり、自由と開放性を望み、独自規格で固めた垂直統合型のビジネスモデルを嫌うインターネットの文化から支持されている。

WCAG 2.0は2012年10月にISO/IECの国際規格となったが、その意義は大きい。たとえば世界貿易機関(WTO)の政府調達協定(GPA)に影響が及ぶ。GPAには、政府調達の技術仕様は国際貿易に不必要な障害をもたらしてはならず、国際規格、国内強制規格、国内任意規格又は建築基準法規に基づいて定められるものとするという条文がある。日本はGPAの締約国であるから、一定規模以上の政府調達においては、技術仕様は、国際規格がある産品やサービスにおいては、当該の国際規格に準拠する必要がある。だからアクセシビリティに関する規格が国際規格となれば、政府調達においてはアクセシビリティに関する国際規格に準拠した機器やサービスを調達しなければならず、企業の立場からすれば、アクセシビリティの国際規格に準拠しなければGPA締約国の政府調達における技術仕様を満たせなくなる。2012年には改正議定書が採択され、その発効によって、締約国の政府調達市場はさらに開放される。

国際規格の策定は、高度な専門知識、国内

および国際的利害調整、人的ネットワークの組織化、規格策定作業を実際に担う技術者の確保等、一大事業だが、これからの課題の一つに国際規格策定作業への当事者参画がある。それには国内の障害者組織と標準化機関との対話や共同作業が重要となる。また国際的障害者組織は、国際標準化機関やフォーラムとの連携を迫る必要がある。

障害者や高齢者のエンパワメントにはアクセシブルデザインの推進が不可欠である。すでに我が国には個々の民間企業の自主的な努力によるアクセシブルデザインの好事例が多数ある。パナソニックや三菱電機のテレビや録画機にはTTS（音声合成エンジン）が内蔵されており、電子テレビ番組表や録画した番組の名前を読み上げる機能があるというのもその一例だ。けれども、アクセシブルデザインが切望されている分野はそれにも増して多い。いまどこでどのようなアクセシブルデザインが求められているのか、それはいかにすれば可能なのか、またアクセシブルデザインを推進していくにはどのような政策や法制度が有効かについては建設的な対話が必要だが、そのような建設的対話の場はアクセシブルデザイン推進協議会を初め、あちらこちらで芽吹いているように思う。人々の気持ち徐徐に前向きになろうとしている今を、産業界、研究機関、当事者団体、NPO、行政、国際標準化団体などの連携によりアクセシブルデザインを推進していく好機と捉えたい。



アクセシブルデザイン シンポジウム2013開催報告

開催日：2013年2月15日 場所：住宅金融支援機構すまい・るホール

通算9回目となったADシンポジウムは障害者基本計画が10年を経たことで改訂作業が行われている状況を受け、「10年ぶりに作成される『障害者基本計画』と産業界のなすべき事項」と題し、4名の障害者政策委員を迎えて開催された。講演後は後藤芳一氏（障害者政策委員会委員 第5小委員会副座長）の司会・進行により来場者の質問に答えるパネルディスカッションが行われ、各方面からさまざまな質問が寄せられる内容の濃い報告会となった。

新「障害者基本計画」 の背景と経緯



障害者権利条約、障害者基本法、
障害者基本計画の関わり

障害者政策委員会委員
第5小委員会副座長
日本福祉大学客員教授
東京大学大学院工学系研究科教授
後藤 芳一氏

はじめに、障害者基本計画ができるまでの大まかな全体像と専門的な用語の解説を行った。障害者基本計画に対して、産業界は何をやっているのかが重要だが、この件はマニュアルをこなすというものではないので、各自が今後を模索するための解説を行うと語った。

障害者政策委員会とは、30名の障害者政策委員が政策委員会を構成、その下にある6つの小委員会（障害者基本法の条文に沿って設けら



シンポジウムの様子

れた）に各メンバーが所属し、教育、文化的諸条件の整備（第1小委員会）、消費者としての障害者の保護、選挙・司法手続きにおける配慮等（第3小委員会）といった内容を、それぞれの専門の分野で詳しく議論してきたことを説明した。

第5小委員会は、住宅の確保、公共施設（公民館や図書館、交通機関等）のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化等をまとめ

てアクセシビリティとして論議する委員会で、今回の講演者4名は全員が第5委員会の委員であると紹介。障害者政策委員が年5回にわたって議論を重ね、障害者基本計画はこうあるべきだという全93ページにわたる「意見」を作成したことを説明し、内閣府のホームページで閲覧できると述べた。この「意見」をもとに政府は障害者基本計画を作成すると解説した。

一昨年、障害者基本法が改正されたが、その主目的は、障害者権利条約の批准への条件整備であると語った。日本政府は2006年に障害者権利条約へ署名したが批准はまだされていない。それは反対があつてのものではなく、国内法などさまざまな環境を整えてからということになっていると注釈を入れた。

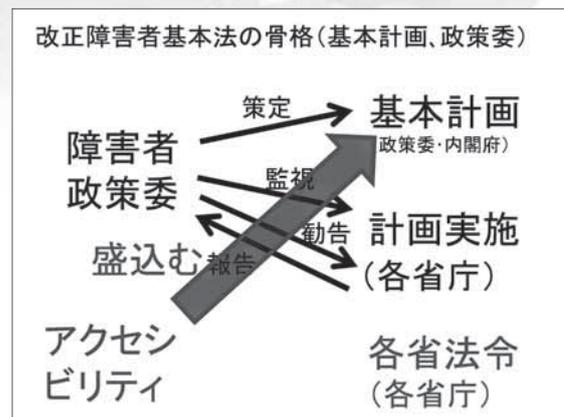
この権利条約に準拠した内容を障害者基本計画に反映させようということが大きな流れであり、障害のとらえ方が疾病・外傷などの医学モデルから、環境の不備が障害を作るという社会モデルが重視されてきていること、そこでは、アクセシビリティが主役になってきたことも鍵であると語った。

障害者基本法に関係の深い、社会モデル、差別禁止、合理的配慮、当事者の参加といった用語の解説も行った。今回の障害者基本計画は、一昨年に改正された障害者基本法に準拠し、障害者の権利条約に対応する内容なども盛り込まれている最初の計画になるので注目されていると述べた。

障害者政策委員会の役割として、障害者基本計画がきちんと実施されているかを監視して、もしも十分でない分野があれば、関係省庁の大臣に「勧告」ができることになっていると説明した。

勧告を受けた大臣はそれをどう実施したかを報告しなくてはならず、かなり強い力がある。

政策委員会は、引き続き計画実施の監視という役割を担っていくことになる、と今後の展望を述べた。障害者基本計画のうち、具体的な対応策の部分は、各省の法令や制度に関わるころなので、基本計画の趣旨が現場の対応に反映されていくことが大切と結んだ。



改正障害者基本法の骨格

新「障害者基本計画」の内容と意義



障害者政策委員会での議論、計画の内容、障害者福祉における意義

障害者政策委員会委員長
静岡県立大学国際関係学部教授

石川 准氏

自ら視覚障害者である石川氏は、障害者基本計画の作成の前段階である、障害者政策委員による「意見」がどういう風に具申されたか、という過程に関して議題を切り出した。政策委員会は各省庁の専門委員とも意見交換を行い、調整を行いつつ意見を取りまとめている。改正障害者基本法に準拠することに向けての国内法の整備の基幹であることを踏まえて、障害者基本法との整合性を重点に置いていると解説。また

障害者政策の実現・可能性など、従来の法を変えるにしても極端に変えるのではなくソフトランディング（ゆるやかな着地）を模索するという側面もあると語った。

意見書は、基本的な方針、共通して求められる視点、先送りできない重要な課題、分野別施策の基本的方向、推進体制から構成されている。意見具申で強調したことは、障害者の権利の確保と差別の禁止、インクルーシブな（多様性を尊重する）社会の実現、障害の社会モデル、アクセシビリティの拡大などであると解説した。

これまで障害者基本計画は10年単位で改訂されてきたが、“もう少し短い期間で変えたほうが社会の変化に対応しやすいのでは？”という考えから5年ごとで改訂という検討もなされていると述べた。

また国連障害者の権利委員会委員長を迎えてのセミナーが2012年12月に開催され、日本のアジア太平洋地域での貢献が高い評価を受け、日本の早期の条約批准に対して強い期待を表明されたと報告し、新しい「障害者基本計画」制定の意義を強く参加者に印象づけた。

障害者基本計画への意見具申の基本的枠組み

内閣府障害者政策委員会委員長 石川 准

I 障害者基本計画への意見具申の基本枠組み

1. 意見書の構成

- ① 基本的な方針
- ② 共通して求められる視点
- ③ 先送りできない重要な課題
- ④ 分野別施策の基本的方向
- ⑤ 推進体制

2. 準拠法と参照資料

- 改正障害者基本法→障害者の権利条約
- 障害者制度改革推進会議の各意見書
- 中教審等他審議会、検討会議等報告書

3. 意見具申で強調したこと

- 障害者の権利の確保と差別禁止（機会均等と合理的配慮）
- インクルーシブな社会の実現
- 障害の社会モデル

障害者基本計画の意見具申の基本的枠組み

当事者団体の視点から みる新「障害者基本 計画」と産業界

情報・製品・コミュニケーション
におけるアクセシビリティ



障害者政策委員会委員

一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長

石野 富志三郎氏

自身が聴覚障害の当事者である石野氏は、聴覚障害だけでなく視覚障害の方などを含めて話をしたいと切り出した。日常生活の中でも、医師に、薬の服用を「食間」と指示されたが、それがいつを指すのか等、聴覚障害者のみならず言葉の意味がつかめず誤解を生むことが多々あると述べた。今回の障害者政策委員会はいろいろな課題を抱えていたが、特に、社会すべてを見渡してのアクセシビリティの拡大がなされるような環境整備が必要だと考えていると語った。

現状の大きな課題として、東日本大震災の折に触れ、岩手・宮城・福島で障害者の死亡率は障害のない人の約2倍にも上っていると提示。この東日本大震災の折に菅首相（当時）のテレビの記者会見において日本で初めて手話通訳がついたが、イギリスやアメリカではすでに一般的な手段である。手話や文字など情報コミュニケーションバリアフリー社会の早期実現に向けて、聴覚障害者だけでなく全ての障害者の方も情報に手軽にアクセスできる、コミュニケーションできるようにすることを目指していると述べた。

自身のコミュニケーション例として、小委員会での活動を例示。小委員会では手話通訳者を3名配置して情報収集し、テレビモニターも活用して活動しており、「合理的配慮」があれば

十分に委員会活動もこなしていけると体験を語った。

新たな障害者基本計画策定への課題として、インターネットの中で政策委員会内でのやり取りが閲覧できるようになっているが、障害者はもちろん、高齢者なども、誰もが簡単にアクセスできるように配慮されているとは言い難い、繰り返しアクセシビリティの考え方が必要だと結論付けた。

言葉の意味つかめず誤解が・・・

- ◆「3分あけて次の目薬をさしてください」
 - ◆「お酒は飲まないように」
 - ◆「食間」
 - ◆「子どもに水分を多めにとらせるように」
 - ◆「塩分を控えめに」
 - ◆「飲み合わせに注意が必要な薬がある」
- 分かりにくい説明事項：医学関係

分かりにくい医学関係の説明事項

発達障害の視点からみる 新「障害者基本計画」 と産業界

各種サービスにおける
アクセシビリティ



障害者政策委員会委員長代理
一般社団法人日本発達障害ネットワーク
専門委員

氏田 照子氏

第5小委員会の座長に任命された氏田氏は、発達障害のお子さんを持つ母親としての経験も踏まえ、障害者の家族、主婦としての視線も交え、今回の障害者基本計画作りに参画したと述べた。氏田氏は第3小委員会にも属し、選挙等

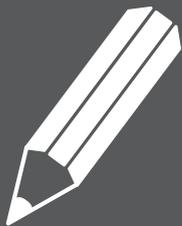
における必要な配慮の提供などについて議論を重ねたが、インターネット選挙については残念ながら具体的な検討には至らなかったと現状を説明した。

バリアフリーへの取り組みが国際的に認知されるようになって40年が経過しているが日本は欧米に比べると制度的に20年の遅れがあるといわれている。障害者専用の支援機器が多く開発されてきたが支援機器のみで解決できる問題ではなく、情報の提供を行う事業者や情報通信機器の製造等を行う事業者によるユニバーサルデザインへの積極的な取り組み、情報ユニバーサルデザインを促す制度的枠組みの整備等がなければ情報のバリアフリー化は先に進まないと訴えた。

続いて、第5小委員会での議論が新しい障害者基本計画作りに際しどのような形で意見書に反映されたかを紹介。それにあたり住宅の確保、公共的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化等について、具体的に説明・解説した。情報の利用におけるバリアフリー化では、アクセシビリティ規格の国際基準に準拠した機器・システム・サービスの調達や、字幕放送・解説放送・手話放送の達成に向けた取り組みの強化、電話リレーサービスの実施検討、コミュニケーション支援に新たに読み書き支援を位置付けるなど、社会の技術の進化に応じた新しい取り組みを第5小委員会の「意見」として盛り込んだと語った。



会議のカードルール化

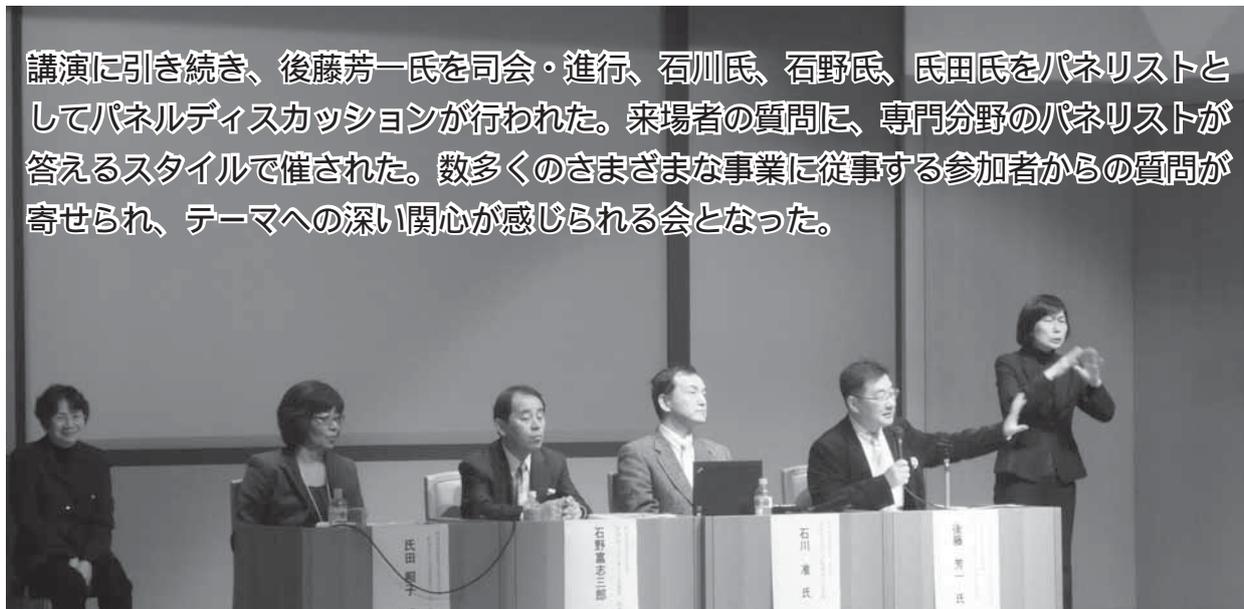


アクセシブルデザインシンポジウム2013

パネルディスカッション

新しい「障害者基本計画」 産業界がなすべき取組みは何か

講演に引き続き、後藤芳一氏を司会・進行、石川氏、石野氏、氏田氏をパネリストとしてパネルディスカッションが行われた。来場者の質問に、専門分野のパネリストが答えるスタイルで催された。数多くのさまざまな事業に従事する参加者からの質問が寄せられ、テーマへの深い関心を感じられる会となった。



司会・進行 後藤 芳一氏

パネリスト 石川 准氏 石野 富志三郎氏 氏田 照子氏

質問：障害者権利条約の批准は体制が整ってからとあったが、具体的にはどういうことか。準備を全部整えてから批准するよりも、まず批准してから足りないところが出たら順に直していくほうが良いのでは？（NPO関係者からの質問）

石川：その意見には基本的には賛成だが、障害者差別禁止法すら日本にはまだない状況で、批准を急ぐことが真に障害者のためになるのか、という問いがある。そのあたりが根底となって、万全を期す体制を整えてから批准する方向で検討している。

質問：障害者政策委員の選出方法はどのように？メンバーのバランスはどうか？（企業関係者からの質問）

後藤：委員は内閣府が選んだ。改正障害者基本法で政策委員会の委員は30名以内とされた。30名中16名が障害当事者と家族で過半数を占めた。残りは自治体、産業界と有識者。当事者等の広い参加が実現したのは、障害者権利条約のNothing about us without us！（私たち抜きに私たちのことを決めない）の精神を反映している。政策委員会の前身の障がい者制度改革推進会議にも当事者が多く参画していた。

質問：企業関係者が障害者政策委員会にどう関わっているか？

後藤：障害者政策委員の30名のうちに経団連関係者、連合関係者もメンバーに入っているので、労使関係者の両方がそろっているということになる。

質問：障害者の就労支援としてジョブコーチというものがあると聞いたが、数が少なく普段の業務が忙しいのであまり活用されていないと聞いたが、どうなのか？（病院関係者からの質問）

石野：実際に情報提供施設協議会で、障害者の自立や社会参加を支援している経験から言うと、さまざまな就労支援があり、ジョブコーチは依頼もかなり増えてきて市町村も積極的に取り組んでいる。しかし、確かに活動には制約が出ているとも聞いている。ジョブコーチのあり方として、国としても考えてほしい課題だと思う。

質問：こういう内容は義務ではなく文化としてやるべきでは？（企業関係者からの質問）

後藤：政策委員会の検討の出口は障害者基本計画（の改定）であり、閣議決定されて政府の行動を決める。政府が自らの責任を明らかにし、法や制度のレベルで実施を表明する値打ちがある。文化として進むのが望ましいが、今も待ったなしのニーズを持つ人たちがいる、海外より遅れたところがあるなどを考えると、政府の「義務」として進めることも必要だ。

質問：情報バリアフリー化について企業への支援は？また、企業は障害者の雇用、就労についてどんな義務があるのか？（家電業界関係者からの質問）

石川：ユニバーサルデザインの支援についてはNEDOやNICTなどいろいろあるが、技術開発に対して政府が積極的な後押しをしていくのも個人的には良いのではと思っている。

後藤：就労支援については、障害者基本計画で新たな義務ができるというよりも、個別の法律や制度はすでにある。今度できる障害者基本計画によって、今ある制度を、より充実させて実施していこう、ということだ。

質問：産業界のなすべき事項について、事例があれば聞きたい。

氏田：産業界で言えば、私はiPadが成功事例だと思う。字を書くと反対側に同じ字が出てくるなど、言葉のない者のコミュニケーションツールとしては、今まではトーキングカードくらいしかなかった。また、GPS搭載の携帯電話ができて、ちょっと目を離すといなくなってしまう息子を探すのでも昔は大変だったが、これがあつたらどんなに助かったらと思う。我々当事者も産業界に知的障害や発達障害の状況を、そして何に困っているかを分かってもらい、共同して何かできるのではと大いに期待している。

当日のパネルディスカッションを要約掲載



平成25年度ADフォーラム AD・福祉用具関連情報報告

アクセシブルデザイン推進協議会(以下「ADC」という。)では、毎年1回から2回、アクセシブルデザイン(AD)、バリアフリー(BF)に関してのトピックス、調査、規格、普及、ADCへの活動提案などの情報交換を「ADフォーラム」と称して行っている。ADCは類をみない異業界団体等からなる任意の協議会であり、国内だけでなく国際的にも、そのユニークな体制に期待や賛同が高まっている。

本年度も例年行っている幹事団体及び関係団体の報告に加え、新規関係機関となった(一社)日本作業療法士協会より、普段は聞くことが出来ない活動内容の報告を受けた。

実践事例を多く取り入れた日本作業療法士協会の報告

今回の報告では、一見、ADとの接点がないように思われがちな作業療法について、実は接点が多いこと、相互に関わり合いながら進めることで障害のある人達の生活が向上することを、実践事例を多く取り入れながら報告していただいた。

作業療法士は対象となる方の状況を把握し、対象となる人の本当にしたいことを共に考え(探し)したいことが出来るように少しずつ環境を整え、達成感を味わったことで次の活動へつなげることを一つ一つ丁寧に行っている。

ADの活動もこれと同じ流れがある。今後も連携を深めていく方向である。

【事例1】実践例『小学部の場合』 (H22年度)

指を巻き込み筆圧強く疲れやすい はじめて まっすぐな線が引けたよ!



筆圧が軽くなり枠にきれいに入る



親指のスペースを作り3本の指先でつまむ構造へ



鉛筆にも うすく滑り止めを巻いたら鉛筆の持ち位置がずれなくなった

カットした滑り止めシートをつけて、定規が固定できた

(写真:実践例『小学部の場合』)

AD関係研究機関からの報告

AD関係研究機関からは(独)産業技術総合研究所が報告を行った。

ADにおける産総研の主な役割は、以下の3点である。

高齢者・障害者の感覚・身体特性の計測
計測データに基づくAD技術の開発
標準化を通じた技術の普及

今回は標準化研究として、現在実施中の「消費生活用製品の音声案内(製品の操作説明)~聞きやすく・分かりやすい案内の設計のために~」、「映像コンテンツの補助字幕」についての報告を受けた。

国内標準化(JIS)としては、平成24年度改正の「JIS S 0014 (ISO 24501): 消費生活用製品の報知音 妨害音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル」と、平成25年度改正予定の「JIS S 0031 (ISO 24502): 視覚表示物 色光の年代別輝度コントラストの求め方」等についての報告があった。

国際標準化(ISO)については、現在審議中の「ISO 24504: 音声アナウンスの音量設定」、「ISO 24505 (JIS S 0033): 色の組合せ方法」、「ISO/TR 22411第2版: ISO/IEC Guide 71に基づく人間工学技術資料」等の報告があった。

AD関係機関の報告

AD関係機関として、(一社)日本玩具協会、(一社)日本自動販売機工業会、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会より報告があった。

日本玩具協会からは「目や耳の不自由な子どもたちも一緒に楽しめるおもちゃカタログ」を中心に、共遊玩具についての最近の動向について紹介を頂いた。また、日本自動販売機工業会からは、平成22年に制定された「JIS S 0041自動販売機の操作性」について、その詳細と昨今の自販機の普及等について報告を受け

た。さらに、ビジネス機械・情報システム産業協会からは、平成10年に高齢者、障害者や情報弱者が被るデジタルデバイドを是正し誰もが情報を活用できるよう、事務機器等のアクセシビリティを向上させるための諸施策を検討し、規格化(主に業界標準)等を行うために設立された「アクセシビリティ・プロジェクト」と連動する形で活動している「事務機器のアクセシビリティ向上標準化委員会」についての報告を受けた。

ADC幹事団体の報告

ADC幹事団体の報告としては、(一財)家電製品協会、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団、(公財)テクノエイド協会、(一財)日本規格協会、(一社)日本ガス石油機器工業会、(一財)ベターリビング、(公財)共用品推進機構が、AD、BFに関してのトピックス、調査、規格、普及、ADCへの活動提案などを行った。



ADフォーラムの風景

今後の課題

現在、ADCメンバーは業界団体等で構成しているが、ADの分野は更に横断的に活動を進めていくことが期待されている。今後は業界団体会員の拡大と共に、法人企業や個人の参加も呼び掛けて行く方向である。

公共交通機関の移動円滑化 ガイドラインの改訂

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

去る6月12日、国土交通省は「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン 1」の改訂を発表した。

このガイドラインは、高齢者や障害者等が公共交通機関を移動する際及び施設の利用の際に、移動の利便性及び安全性の向上を図るため、交通事業者に旅客施設及び車両等の整備の方向性、目安を具体的に示したものである。このガイドラインにより、高齢者、障害者等、移動に困難を伴う多様な人々に対して社会生活を支える有効な公共交通インフラの実現が望まれている。

この移動円滑化整備ガイドラインは、旅客施設編と車両編があり、2000年の交通バリアフリー法施行より、5年ごとに見直しを行っている。(前回改訂は2007年7月)

今回の改訂にあたっては、これまでのバリアフリーの技術的進展を踏まえ、また近年の新たなニーズ、課題を、利用当事者、交通事

業者、学識経験者等で構成する検討会、WGにより数多い意見やパブリックコメント等を経て改訂されたものである。

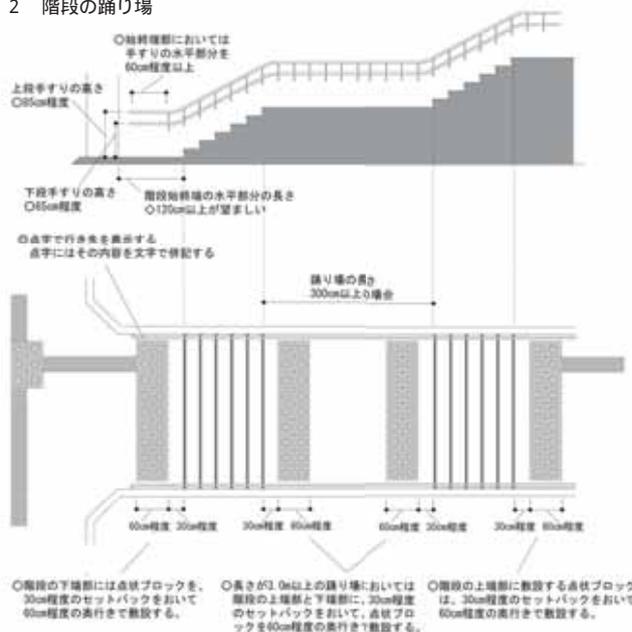
改訂の主な内容は、現行ガイドラインの整備内容の位置づけを明確化。複数の主要出入口からのバリアフリー経路確保に関する記載の充実。エレベーターに関する記載の充実。階段の踊り場の視覚障害者誘導用ブロックの記載の充実²。音声・音響案内に関する記載の充実。トイレに関する記載の充実。ホームドア設置のための扉位置の統一。車いすスペースの増設。都市間路線バス(高速バス等)乗降用リフトの記載。

UDタクシー乗り合いタクシー記載の充実³。車いす等とともにベビーカー利用に配慮した車両内スペース記載の充実。などである。詳細は、国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html> に掲載。

1 「移動等円滑化」の具体的な内容としては、例えば旅客施設や建築物等の施設にエレベーターを設置し、利便性及び安全性を向上させることが挙げられる。

2 階段の踊り場



3 ユニバーサルデザインタクシーマークとユニバーサルデザインタクシー



Photo: タクシーの行灯は撮影用小物です。



今年度の日本パッケージングコンテストにおける 共用品推進機構理事長賞は 「視覚障害者のためのバーコードサイン」 (大日本印刷株式会社)に 公益社団法人日本包装技術協会

日本パッケージングコンテストは、優れたパッケージとその技術を普及啓発することを目的として実施されている。公益社団法人日本包装技術協会が主催し、毎年開催されているこのコンテストは、パッケージデザインからロジスティクスまでというコンセプトのもとで、包装の全分野を網羅して実施されている。近年、環境やこれからの高齢化社会に包装はどのように対応していったらよいのかといった観点から本コンテストに対する消費者の関心が高くなっている。

2013年度のコンテストは、6月に行われた。応募件数313点の中から、ジャパンスター賞として13件が選定され、最高賞の経済産業大臣賞には「長期保存可能な樹脂カップ詰めコンビーフ」(東洋製罐株式会社)が、またアクセシブルデザインに関連した分野では「視覚障害者のためのバーコードサイン」(大日本印刷株式会社)が共用品推進機構理事長

賞として選ばれた。

2013年度の経済産業大臣賞を受賞した「長期保存可能な樹脂カップ詰めコンビーフ」は、3年の賞味期限を実現し、さらに従来品から60%以上容器が軽量化された点が評価された。

また、ADに関連した部門として設定された共用品推進機構理事長賞を受賞した「視覚障害者のためのバーコードサイン」は、バーコード部分をらくらくホン等でスキャンして、商品の情報を音声で得ることができ、バーコード部分にエンボス加工が施されており、それを手がかりとして、印刷されている位置を手で触りながら確認できるよう工夫されている点が評価された。

これら入賞パッケージは、2013年10月1日～3日に都立産業貿易センター・浜松町館において開催される「暮らしの包装商品展2013」の会場で一般公開される。



長期保存可能な樹脂カップ詰めコンビーフ



視覚障害のためのバーコードサイン

福祉用具プランナー管理指導者養成研修「福祉用具工学コース」が開催された

公益財団法人テクノエイド協会

公益財団法人テクノエイド協会では、福祉用具に関する知識・技術を体系的に学習した福祉用具の専門職として、福祉用具プランナーを養成してきたが、今後ますます加速する高齢者や障害者の多様なニーズに対する対応、生活支援を行うためには、各地域で福祉用具に関する教育の実践が積極的に行われることが重要であるが、地域における講師の養成は必ずしも十分であるとはいえない状況があり、これらの問題点を解決するために地域での講師を担える指導者の早急な養成が課題としてあげられている。

そこで、当協会では福祉用具プランナーの上級的位置付けとして、福祉用具プランナーのさらなる質の向上、福祉用具プランナー研修等の指導者（講師）養成、福祉用具貸与事業者等の管理職の養成を目的に、「福祉用具プランナー管理指導者」の養成研修を開始することとし、平成22年度にモデル研修（207時間）として16名の福祉用具プランナー管理指導者を養成した。

さらに、このモデル研修を経てカリキュラムを再編し、平成24年度より福祉用具関連に従事している福祉用具プランナーを対象に、福祉用具プランナー管理指導者養成研修（202.5時間）を、起居移乗コース、車いすシーティングコース、福祉用具工学コース、管理・指導コースに分け、4つのコース全てを修了した者を福祉用具プランナー管理指導者と認める研修を実施している。

平成24年度には「起居移乗コース」、「車いすシーティングコース」を開催し、今年度は「福祉用具工学コース」、「管理・指導コース」を開催する予定で、去る7月13日（土）～19日（金）に「福祉用具工学コース」を実施した。さらに平成26年1月に「管理・指

導コース」を開催し、昨年度から4つのコース全てを修了した新たな福祉用具プランナー管理指導者が誕生する。

今後さらに重要性が増すと予想される福祉用具個別援助計画の作成を行える知識・技術を備え、かつ、ケアマネジメントを理解している人材として福祉用具プランナー管理指導者の養成は喫緊の課題といえる。



車いす整備実習の様子

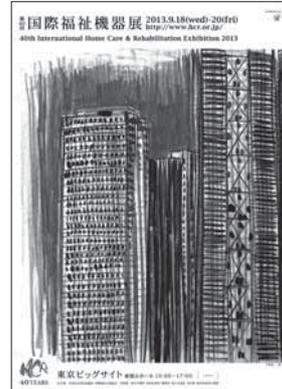
福祉用具プランナー管理指導者養成研修 カリキュラム

領域	科目	時間数	コース				
			起居移乗	車いすシーティング	福祉用具工学	管理・指導	
基礎領域	社会福祉の基礎 社会福祉と福祉用具制度	6					
	工学の基礎 福祉用具と住宅	22.5					
	医学の基礎 医学一般 専門職の役割と連携・協働のあり方	10.5		(9h)			
	指導の基礎 対人援助と指導技術	22.5	(1.5h)				
専門領域	市場の理解 福祉用具市場と経営	18					
	計画の理解 個別援助計画	7.5					
	福祉用具の理解	車いすと座位保持装置	18				
		移乗関連用具	12				
		起居・床ずれ関連用具	12				
		入浴・排泄関連用具	12				
		その他の福祉用具(杖、歩行器、食事・更衣・整容関連用具、コミュニケーション関連用具、社会参加関連用具、義肢・装具、在宅医療機器)	22.5				
	環境の理解 福祉住環境学 - 住宅改造	6					
	製品の理解 福祉用具整備方法	22.5					
	総合 多職種連携のためのワークショップ	10.5					
研修時間総合計			202.5	48.0	49.5	51.0	54.0



第40回 国際福祉機器展 H.C.R.2013開催案内

～世界の福祉機器を総合展示～



国際福祉機器展は、ハンドメイドの自
助具から最先端技術を活用した福祉車両
まで世界の福祉機器を一堂に集めた展示
会です。保健医療・福祉・介護の各分野
の制度改革や事業活動を紹介する国際シ
ンポジウム、セミナー情報など国際福祉
機器展H.C.R.に、今年もADC幹事団体が
出展しますので、一部ご紹介します。

期日：2013年9月18日(水)～9月20日(金)

10:00～17:00

会場：東京ビッグサイト東展示ホール(有明)

入場料：無料・登録制(一部プログラムは有料)

日本福祉用具・生活支援用具協会【JASPA】
JASPAのブースでは、福祉用具の市場
規模、福祉用具の安全・安心、JIS、使
用上の注意喚起等を紹介します。(出展
ブース：東1ホール1-07-10)

また、出展社プレゼンテーション
として「注意喚起(移動編)」のセミナー
を行います。9月19日(木)13:30～
14:30(東5ホール1-C会場)

一般社団法人日本ガス石油機器工業会
ガス・石油燃焼機器の安全啓発の周知
や、工業会の製品安全への取り組みを伝
えます。また最新機器の高度な安全性の
PRを行います。(出展ブース：東4ホ
ール4-06-11)



日本ガス石油機器工業会ブースイメージ

公益財団法人テクノエイド協会

福祉用具の人材育成、福祉用具臨床的
評価事業、福祉用具・介護ロボット実用
化支援事業、福祉用具ニーズ情報収集・
提供システムなど、福祉用具に関する情
報の提供を行います。(出展ブース：東
1ホール1-07-11)

2日目には、可搬型階段昇降機安全推
進連絡会との共催で、独立行政法人労働
安全衛生総合研究所上席研究員 岩切一
幸氏による、腰痛予防対策としての福祉
用具の有効性と利用者の生活の質の向上
についての解説、特定非営利活動法人ハ
ンディキャブゆづり葉理事 堤透氏によ
る、可搬型階段昇降機を活用した安全な
階段昇降と介護者の腰痛予防の成功例を
紹介する出展社プレゼンテーションを開
催します。9月19日(木)15:30～16:
30(東2ホール1-A会場)

公益財団法人共用品推進機構

福祉機器には、障害のある人や高齢者
等の自立や介助を支援するために、研究
や工夫の歴史が詰まったモノが沢山あり
ます。

本年40回目にあたる国際福祉機器展
では、主催者コーナーにおいて、「高齢
者・障害者等の生活支援用品コーナー～
生活に便利なグッズ、その知られざる歴
史とノウハウ『目からウロコ展』～」と
題して、身近な生活支援製品をちょっと
違った側面から紹介します。(出展ブ
ース：東6ホール特設会場C)

配慮あるモノ／サービス



高齢者・障害者関連の2013年新規発行 JIS及びJISハンドブックのご案内

【新たに改正されたJIS】

JIS S 0014:2013

高齢者・障害者配慮設計指針 消費生活用製品の報知音 妨害音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル 1,890円(税込)

JIS S 0011:2013

高齢者・障害者配慮設計指針 消費生活用製品における凸点及び凸パー 1260円(税込)

JIS X 8341-4:2012

高齢者・障害者等配慮設計指針 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス 第4部:電気通信機器 2,625円(税込)

【新たに制定されたJIS】

JIS T 9265:2012 福祉用具 歩行補助具 歩行車 1,890円(税込)/英訳版8,925円(税込)

JIS T 9268:2013 福祉用具 補高便座 2,100円(税込)

JIS T 9269:2013 福祉用具 ベッド用テーブル 1,260円(税込)

【新たに発行されたJISハンドブック】

JISハンドブック38

高齢者・障害者等-アクセシブルデザイン:2013 8,820円(税込)

高齢者・障害者・福祉用具をキーワードに、関連する95ものJIS(上記JIS含む/ただし英訳版除く)が一つにまとめられています。

お問い合わせ

一般財団法人 日本規格協会

〒107-8440 東京都港区赤坂4-1-24

TEL: 03-3583-8002 FAX: 03-3583-0462

URL: <http://www.jisa.or.jp>

ACCESSIBLE
DESIGN
MAGAZINE

アクセシブルデザインマガジン

第11号 2013(平成25)年8月発行

©Accessible Design
Council, 2013

発行: アクセシブルデザイン推進協議会(ADC)

編集: アクセシブルデザインマガジン編集委員会
(公益財団法人 共用品推進機構内)

事務局: 〒101-0064 東京都千代田区猿樂町2-5-4 OGAビル2F
電話 03-5280-0020 FAX: 03-5280-2373

デザイン・印刷: 株式会社ブライト

本紙の全部または一部を視覚障害者やこのままの形で利用できない方々のために、非営利の目的で点訳・音訳・拡大複写をすることを承認いたします。
また、視覚に障害のある方など、墨字版をご利用できない方には音声読み上げデータ(PDFファイル)をCD-Rにて提供しています。
その場合はアクセシブルデザイン推進協議会事務局までご連絡ください。
上記以外での目的で、無断で複写複製することは著作権者の権利侵害になります。